

国民年金だより

国民年金免除申請の手続きについて

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

免除などのサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです。免除などの承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合には、できる限り7月に申請されるようお願いいたします。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

<免除を受けるための条件>

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、次の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除	▶ (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円	
4分の3免除	▶ 78万円 } + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
半額免除		▶ 118万円
4分の1免除		▶ 158万円

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれの方も、前年所得が上の計算式のご金額以下である必要があります。

※複数年度の申請を希望される場合は年度毎の申請書の提出が必要です。(申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。)

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度又は前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができます。

【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場又は年金事務所に申請してください。

◆ご注意ください◆

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者及び世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512

小学校で田植え体験！

5月13日（金）、小学校のファールランドで5年生による田植えが行われました。

総合的な学習の一環で行われているもので、子どもたちは、田んぼに入り悪戦苦闘しながら丁寧に苗を植えていました。

今後は、苗の生育状況を観察しながら管理を行い、9月下旬の稲刈りを予定しています。



万葉の里 さんぽみち



みなさまからのホットな話題をお待ちしております。
企画財政課 ☎341-8510

長寿 満104歳の 誕生日を迎えて

4月26日（火）、満104歳を迎えられた黒須ふじのさん（銜中北）を萩原村長が訪問し、祝詞と特別敬老祝金を贈り長寿をお祝いしました。

ふじのさんは明治45年4月26日生まれの満104歳。これからもお元気にお過ごしください。



春のお祭り



4月29日（金）は大森地区須賀神社、5月3日（火）は駒場地区須岐神社で、春の祭典が行われました。

さわやかな風の吹く中で、両地区ともに子どもたちが神輿を担いで地区内を巡回しました。須岐神社では、2年に一度の大人神輿が運行され、参加者や家族の健康などを祈願しました。